



資料2-10

平成27年5月29日

総務省総合通信基盤局長
吉良 裕臣 殿

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 山村 雅之

「加入光ファイバに係る接続の業務に関して報告すべき事項について(要請)」
(平成27年5月21日 総基料第101号)に基づき、別紙の通り報告いたします。

貴社が設置するシェアアクセス方式の加入光ファイバについて、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第2項の規定により貴社が認可を受けた接続約款に基づき接続している から、別添により、一の光配線区画内に が利用する複数の主端末回線があり、かつ、当該主端末回線に收容する分岐端末回線の数がいずれも8に満たない事例が326件(654件主端末回線)ある旨の情報提供があった。

これを踏まえ、シェアアクセス方式の加入光ファイバに係る接続の業務の実態を把握するため、下記のとおり報告を求めます。

1. 報告を求める内容

(1) 別添の326件の事例に係る接続の業務の実態

- ① 別添に示された事例について、一の光配線区画において が複数の主端末回線を利用しており、かつ、当該主端末回線に收容する分岐端末回線の数がいずれも8に満たないという実態の有無

・ 「加入光ファイバに係る接続の業務に関して報告すべき事項について(要請)」(平成27年5月21日 総基料第101号)別添に示された事例326件(654主端末回線)のうち、一の光配線区画において が複数の主端末回線を利用しており、かつ、当該主端末回線に收容する分岐端末回線の数がいずれも8に満たないという事例は、40件となっています。

- ② 上記①の実態がある場合には、その県域、通信用建物名、光配線区画名及び直近2年間の変更履歴、主端末回線ID並びに主端末回線に收容される分岐端末回線の数

・ 別添のとおりです。

③ 上記①の実態がある場合には、その事例ごとの発生の理由

- ・ 別添のとおりです。なお要因別の内容は下記のとおりです。

なお、主端末回線を新たに開通する際は、接続事業者へ通知し、開通に必要な情報を当該事業者から受領した後に、開通しています。

(複数の主端末回線利用となった理由、件数)

- | | |
|------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| i 8ユーザを超える申込みがあった後に、分岐端末回線の廃止や申込取消があったため | : 16件 |
| ii 1つ目の局外スプリッタの設置されているクロージャ内のスペースが満杯で、新たな分岐端末回線の設置が行えなかったため | : 7件 |
| iii 支障移転に伴い、既設の局外スプリッタから新設の局外スプリッタへの収容替えを行っているため（主端末回線は一時的に2回線となるが、収容替え完了後は1回線となる） | : 6件 |
| iv ユーザ要望により、1つ目の局外スプリッタが設置された電柱等での作業を行えなくなったため | : 1件 |
| v ユーザ宅に過去に他の事業者が利用していた局外スプリッタからの分岐端末回線が既に引き込まれており、これを再利用したため | : 10件 |

④ 上記①の実態があり、それに対する改善策を講ずる予定がある場合には、その具体的な内容及び実施時期

- ・ 上述の i ~ iv の事例は、いずれの事例も業務運営上やユーザ対応上やむを得ず実施しているものです。

赤字部分は委員限り

- ・ v の事例は保留回線を優先的に利用したことにより発生した事例であり、からすれば当該光配線区画において収容効率を高められないという要因となるため、今後はこのような事例が発生しないよう、保留芯線を利用している事例がないか日々チェックする体制を構築し6月から対応していく予定です。なお、今回発覚した10件については、と協議・調整のうえ、当該回線について当社負担で収容替えを行い、収容替えが完了するまでの間は過去分も含めて接続料を返還する考えです。

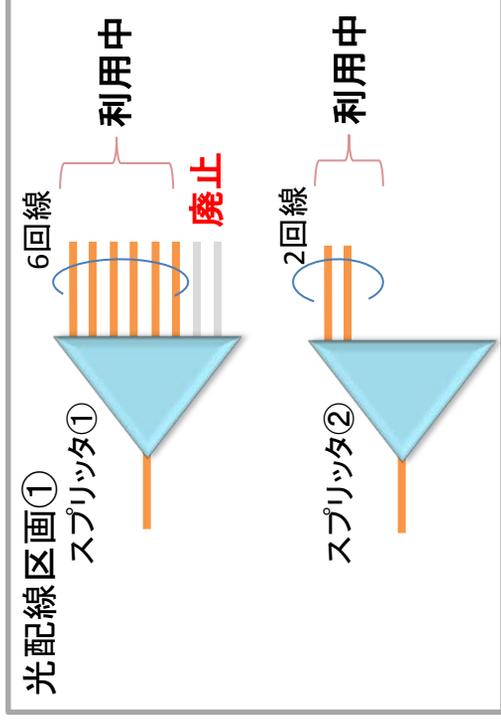
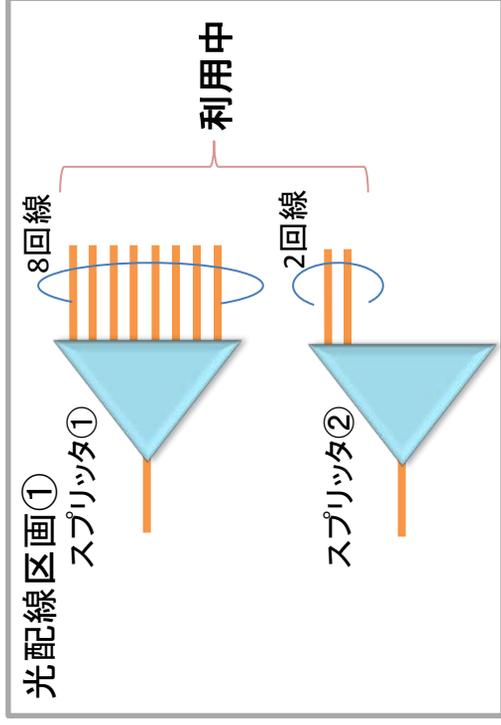
「加入光ファイバに係る接続の業務に関して報告すべき事項について(要請)」
に示された事例(326件)の内訳等

項目	件数(割合)
調査件数	326件
一の光配線区画で1主端末回線の利用となっているもの	286件 (87.7%)
一の光配線区画で複数の主端末回線の利用となっているもの	40件 (12.3%)

(複数の主端末回線利用となった理由、件数)

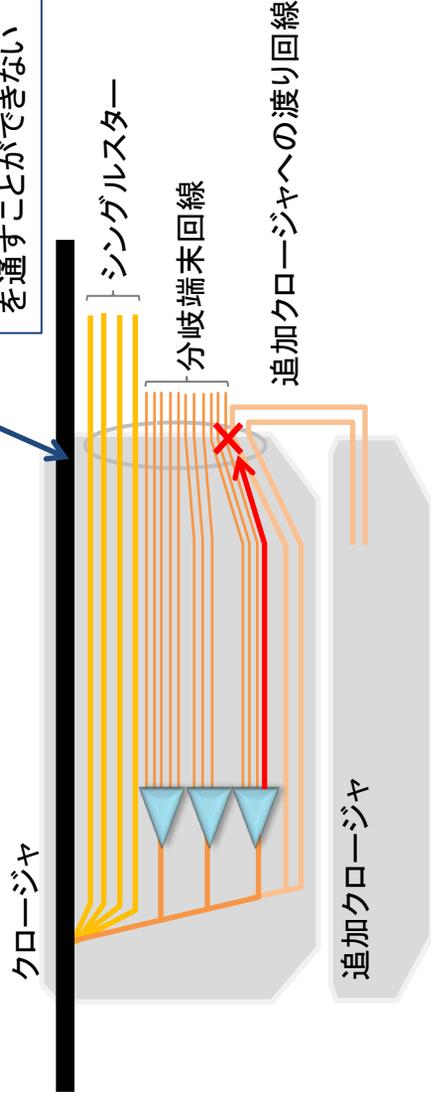
- i. 8ユーザを超える申込みがあった後に、分岐端末回線の廃止や申込取消があったため : 16件
- ii. 1つ目の局外スプリッタの設置されているクロージャ内のスペースが満杯で、新たな分岐端末回線の設置が行えなかったため : 7件
- iii. 支障移転に伴い、既設の局外スプリッタから新設の局外スプリッタへの収容替えを行っているため(主端末回線は一時的に2回線となるが、収容替え完了後は1回線となる) : 6件
- iv. ユーザ要望により、1つ目の局外スプリッタが設置された電柱等での作業を行えなくなったため : 1件
- v. ユーザ宅に過去に他の事業者が利用していた局外スプリッタからの分岐端末回線が既に引き込まれており、これを再利用したため : 10件

i. 8ユーザを超える申込みがあった後に、分岐端末回線の廃止や申込取消があったため

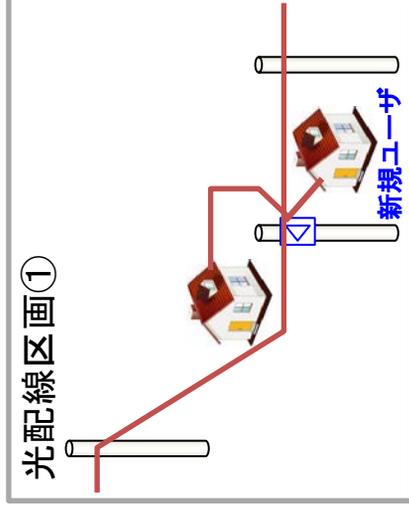
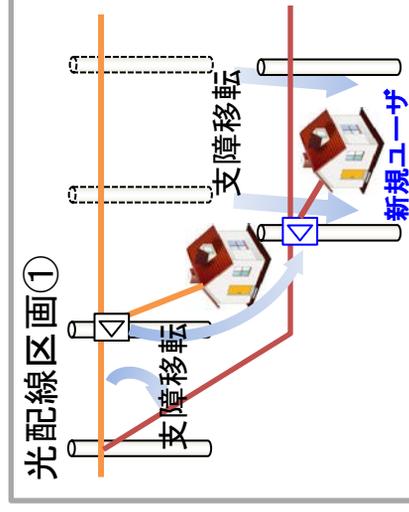
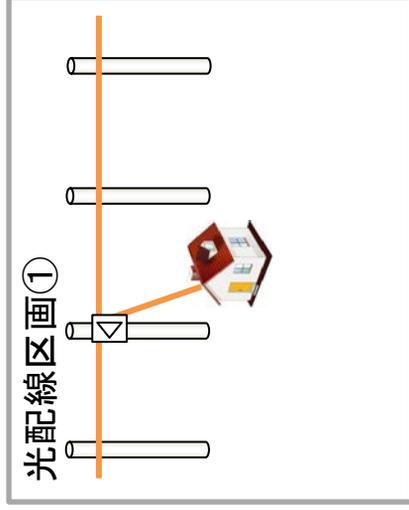


ii. 1つ目の局外スプリッタの設置されているクロージャ内のスペースが満杯で、新たな分岐端末回線の設置が行えなかったため

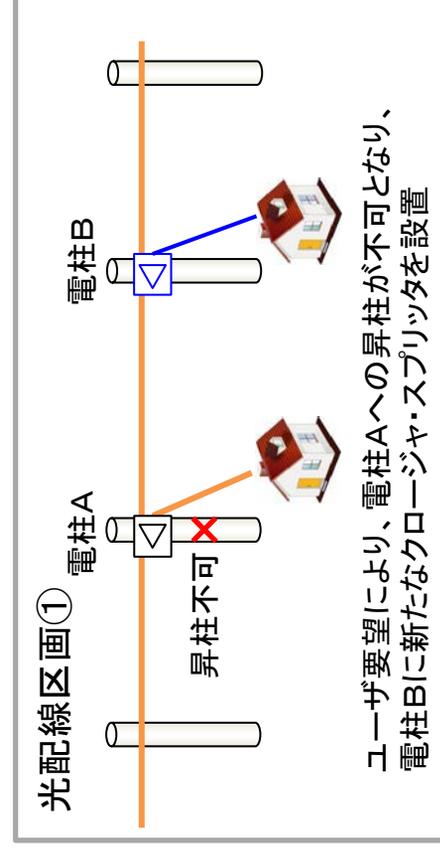
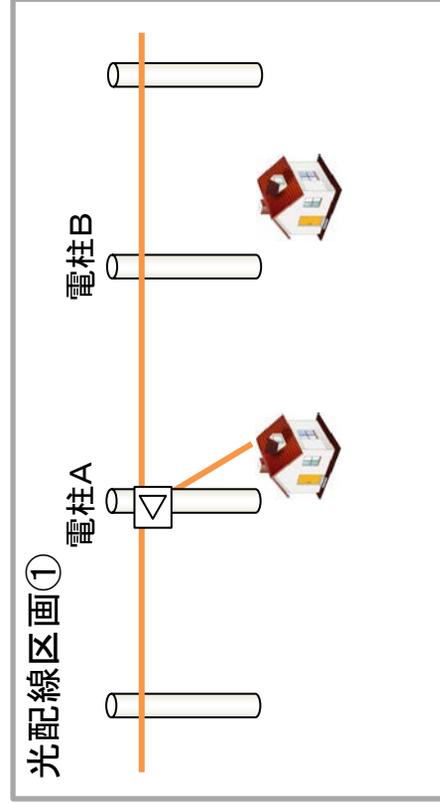
想定以上のケーブル需要があったため、クロージャ出口が混雑し新たなケーブルを通すことができない



- iii. 支障移転に伴い、既設の局外スプリッタから新設の局外スプリッタへの收容替えを行っているため（主端末回線は一時的に2回線となるが、收容替え完了後は1回線となる）



- iv. ユーザ要望により、1つ目の局外スプリッタが設置された電柱等での作業を行えなくなったため



ユーザ要望により、電柱Aへの昇柱が不可となり、電柱Bに新たなクロージャ・スプリッタを設置

- v. ユーザー宅に過去に他の事業者が利用していた局外スプリッタからの分岐端末回線が既に引き込まれており、これを再利用したため

